

法規

電気通信工事に関係する許可・届出、技術者の配置、通信設備の保安、労働条件、安全管理などが問われる。特に、申請先の違い、主任技術者等の役割、期限・金額・時間に関する数値を整理することが重要である。

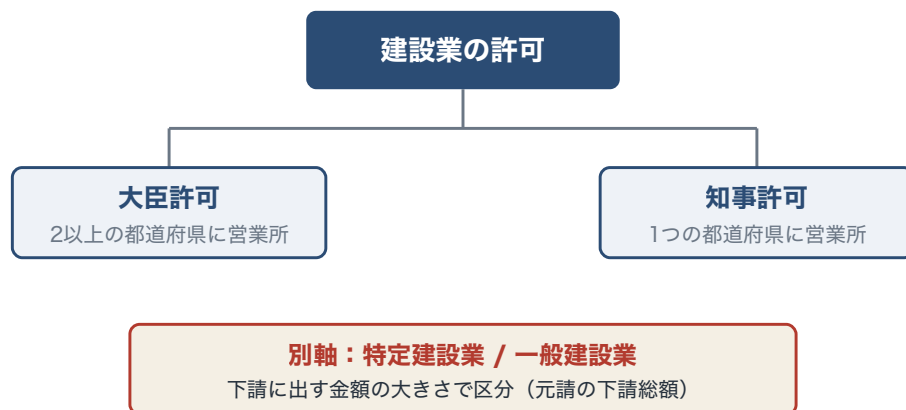


図 5-1 建設業許可の区分

建設業法

- ・ 電気通信工事業を営む者は、軽微な工事のみを請け負う場合を除き、建設業の許可を受ける。
- ・ 建築一式工事以外では、1件の請負代金が500万円未満の工事が軽微な工事に該当する。
- ・ 建設業者は工事現場に主任技術者を置き、元請が一定額以上を下請契約する場合は監理技術者を置く。
- ・ **重要数値/用語**: 軽微な工事＝500万円未満。特定建設業許可・監理技術者が必要となる下請総額＝5,000万円以上。重要工事で技術者の専任が原則必要となる請負代金＝4,500万円以上（いずれも建築一式工事を除く）。[国土交通省「建設業の許可とは」](<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16bt000080.html>)

電気通信事業法

- ・ 電気通信事業を営もうとする者は、設備の規模などに応じて総務大臣の登録を受けるか、届出を行う。
- ・ 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならず、通信を検閲してはならない。
- ・ 事業用電気通信設備の工事・維持・運用は電気通信主任技術者が監督し、端末設備等の接続工事は原則として工事担任者が行うか監督する。
- ・ **重要数値/用語**: 電気通信主任技術者＝事業用設備の工事・維持・運用を監督。工事担任者＝端末設備等の接続工事を実施・監督。[電気通信事業法（e-Gov）](<https://laws.e-gov.go.jp/law/359AC0000000086>)

有線電気通信法・電波法

- ・有線電気通信設備を設置しようとする者は、適用除外設備を除き、原則として工事開始前に総務大臣へ届け出る。
- ・有線設備は、人体・物件に危害を与えず、他の通信設備の機能に障害を与えないよう技術基準に適合させる。
- ・無線局の開設は原則として総務大臣の免許が必要であり、登録局や免許不要局は例外である。
- ・無線通信で知り得た他人の秘密を漏らしたり、窃用したりしてはならない。
- ・ **重要数値/用語**: 有線電気通信設備の設置届＝原則として工事開始日の2週間前まで。[有線電気通信法（e-Gov）](<https://laws.e-gov.go.jp/law/328AC00000000096>)・[電波法（e-Gov）](<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC00000000131>)

労働基準法

- ・法定労働時間は、休憩時間を除いて原則1日8時間、1週40時間である。
- ・時間外・休日労働には、労使間で36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出る必要がある。
- ・休憩は労働時間の途中に与え、原則として一斉付与・自由利用を保障する。
- ・使用者は毎週少なくとも1日、または4週間を通じて4日以上の日を与える。
- ・ **重要数値/用語**: 6時間超の労働＝45分以上、8時間超＝1時間以上の休憩。時間外労働の原則上限＝月45時間・年360時間。[厚生労働省「労働時間・休日」](<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouroudou/roudoukijun/roudouzikan/index.html>)

労働安全衛生法

- ・事業者は危険・健康障害を防止するため、設備、安全な作業方法、保護具、教育など必要な措置を講じる。
- ・建設現場で複数の請負人が混在して作業するとき、元方事業者は作業間の連絡・調整や作業場所の巡視を行う。
- ・法令で定める危険作業では、資格者から作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。
- ・高所作業では、作業床、手すり、囲い、墜落制止用器具などによる墜落防止措置を講じる。
- ・ **重要数値/用語**: 高さ2m以上で墜落のおそれがある作業場所には、原則として作業床等を設置する。高さ・深さ1.5m超の箇所には安全な昇降設備を設ける。[労働安全衛生規則（厚生労働省）](<https://www.mhlw.go.jp/web/tdoc?dataId=74003000&dataType=0&pageNo=9>)

道路法・道路交通法

- ・電柱、電線、通信管路などを道路に設置して継続的に使用する場合は、道路管理者の道路占用許可を受ける。
- ・道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の承認を受ける。
- ・道路上で工事・作業を行い交通に影響を与える場合は、所轄警察署長の道路使用許可を受ける。
- ・道路占用許可と道路使用許可は目的と許可者が異なり、工事内容によっては両方が必要となる。

- ・ **重要数値/用語:** 道路占用＝道路法第32条・道路管理者、道路使用＝道路交通法第77条・警察署長。[国土交通省「道路占用・承認工事」](<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/>)・[警察庁「道路使用許可」](<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/permission.html>)

電気事業法・電気工事関係法

- ・ 電気工作物の設置者は、電気工作物を経済産業省令の技術基準に適合するよう維持する。
- ・ 小規模事業用電気工作物を除く事業用電気工作物の設置者は、保安規程を定め、主任技術者を選任して届け出る。
- ・ 一般用電気工作物等や一定範囲の自家用電気工作物に関する電気工事は、原則として電気工事士が行う。
- ・ 電気通信工事であっても、電源設備や屋内配線の工事を行えば電気工事関係法令の適用を受ける。
- ・ **重要数値/用語:** 一般用電気工作物等は、一般に600V以下で受電する住宅・商店等の設備。主任技術者＝電気工作物の工事・維持・運用に関する保安監督。[経済産業省「電気設備の申請・届出等」](<https://www.meti.go.jp/policy/safetysecurity/industrialsafety/sangyo/electric/detail/tebikiindex2.html>)

その他関連法規

- ・ 廃棄物処理法では、建設工事に伴う廃棄物について、原則として元請業者が排出事業者となり、適正処理の責任を負う。
- ・ 産業廃棄物の処理を委託するときは、許可業者と書面で契約し、マニフェストで処理の終了を確認する。
- ・ 騒音規制法・振動規制法では、指定地域内で特定建設作業を行う場合、市町村長への届出が必要となる。
- ・ 建設リサイクル法の対象工事では、特定建設資材の分別解体と再資源化等を行う。
- ・ **重要数値/用語:** 特定建設作業の届出＝原則として作業開始日の7日前まで。建設廃棄物の排出事業者＝原則として元請業者。[環境省「建設廃棄物の適正処理」](<https://www.env.go.jp/hourei/11/000101.html>)

覚えておきたい要点

- ・ 「主任技術者は現場、営業所技術者等は営業所」——配置場所を混同しない。
- ・ 500万円は「未満」が軽微な工事であり、ちょうど500万円の電気通信工事には建設業許可が必要。
- ・ 「設備全体は電気通信主任技術者、端末接続は工事担任者」と覚える。
- ・ 道路は「物を置くなら道路管理者、交通を使うなら警察署長」で区別する。
- ・ 休憩は「6超え45、8超え60」、高所対策は「高さ2m以上」が基本数値。

○×確認問題

Q1. 1件の請負代金がちょうど500万円の電気通信工事は、軽微な建設工事に該当する。

A. ×。「500万円未満」が軽微な工事であり、500万円ちょうどは含まれない。

Q2. 端末設備を電気通信回線設備へ接続する工事は、原則として工事担任者が行うか監督する。

A. ○。電気通信主任技術者との役割の違いに注意する。

Q3. 1日の労働時間が7時間の場合、法定の休憩時間は最低何分か。

A. 45分。6時間を超え8時間以下の場合は45分以上である。

Q4. 道路上で通信管路工事を行う場合、道路管理者の占用許可を得れば警察署長の道路使用許可は不要である。

A. ×。工事内容によっては道路占用許可と道路使用許可の両方が必要になる。

Q5. 建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者は、原則として元請業者である。

A. ○。元請業者は処理を委託しても適正処理を確認する責任を負う。

本試験形式（四択）

問1. 建設業法上、建設業の許可を受けずに請け負うことができる電気通信工事として、原則として正しいものはどれか。

- ア. 1件の請負代金が500万円未満の工事
- イ. 1件の請負代金が500万円以下の工事
- ウ. 1件の請負代金が1,000万円未満の工事
- エ. 工期が30日以内のすべての工事

正解 ア. 電気通信工事では、請負代金が500万円未満の軽微な建設工事のみを請け負う場合、原則として建設業の許可は不要である。500万円ちょうどは「未満」に含まれず、工期による免除規定もない。

問2. 電気通信事業法に定める通信の秘密について、正しいものはどれか。

- ア. 通信の秘密として保護されるのは通信内容だけであり、通信日時や通信相手は含まれない。
- イ. 電気通信事業者の従業者は、在職中に限り通信の秘密を守ればよい。
- ウ. 電気通信事業に従事する者は、在職中に知った通信の秘密を退職後も漏らしてはならない。
- エ. 業務上必要であれば、法的根拠や利用者の同意がなくても通信内容を第三者に提供できる。

正解 ウ. 電気通信事業の従事者には通信の秘密を守る義務があり、その義務は退職後も続く。通信の秘密には、通信内容だけでなく通信相手や日時なども含まれ得る。

問3. 有線電気通信法および電波法上の手続に関する記述として、最も適当なものはどれか。

- ア. 有線電気通信設備の設置届出は、原則として工事完成後2週間以内に行う。
- イ. 有線電気通信設備を設置しようとする者は、原則として工事開始日の2週間前までに総務大臣へ届け出る。
- ウ. 無線局の免許は、無線局を開設してから申請すればよい。
- エ. 無線局の開設免許は、道路管理者から受ける。

正解 イ. 有線電気通信設備の設置は、適用除外を除き、工事開始日の2週間前までに総務大臣への届出が必要である。無線局は原則として開設前に総務大臣の免許を受ける。

問4. 労働基準法上の労働時間に関する記述として、正しいものはどれか。

- ア. 法定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1日8時間、1週40時間である。
- イ. 法定労働時間は、休憩時間を含め、原則として1日8時間、1週48時間である。
- ウ. 労使が口頭で合意すれば、時間外労働を自由に行わせることができる。
- エ. 36協定を届け出れば、割増賃金を支払う必要はない。

正解 ア. 法定労働時間は、休憩時間を除いて原則1日8時間、1週40時間である。時間外・休日労働には36協定の締結と届出が必要であり、割増賃金の支払義務も別に生じる。

問5. 労働安全衛生法上、事業者が労働者を法令で定める危険または有害な業務に就かせる場合の措置として、正しいものはどれか。

- ア. 作業開始後、事故が発生した場合に限り安全教育を行う。
- イ. 正社員にだけ特別教育を行い、その他の労働者には行わなくてもよい。
- ウ. 当該業務に関する安全または衛生のための特別教育を行う。
- エ. 労働者から同意を得れば、必要な資格や特別教育を省略できる。

正解 ウ. 事業者は、法令で定める危険・有害業務に労働者を就かせるとき、所定の特別教育を実施しなければならない。雇用形態や本人の同意を理由に省略することはできない。

問6. 電気事業法上、事業用電気工作物を設置する者の義務に関する記述として、正しいものはどれか。

- ア. 事業用電気工作物を、主務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。
- イ. 技術基準に適合させる義務は、設備の製造者だけが負う。
- ウ. 工事完成時に技術基準へ適合していれば、その後の維持管理は不要である。
- エ. 電気通信工事の主任技術者は、当然に電気事業法上の電気主任技術者となる。

正解 ア. 事業用電気工作物の設置者は、その設備を技術基準に適合するよう継続して維持する義務を負う。建設業法上の技術者と電気事業法上の電気主任技術者は、資格や役割が異なる。